

## 西宮市特定施設入居者生活介護事業者評価表

評価項目の留意事項	評価点																				
<p style="text-align: center;"><b>前払金・月額利用料の設定</b> 35点満点</p> <p><b>【前払金】</b> 前払金方式を採用する場合の前払金の額。敷金(家賃の6か月分を上限)に相当する分は含まない。</p> <p><b>【月額利用料】</b> 家賃相当額・食費・管理費・光熱水費・上乗せ介護費用等の合計額(介護保険1～3割負担・おむつ代等の個人の実費負担を除く特定施設入居者生活介護利用者が負担しなければならない費用)。</p> <p><b>【前払金の初期償却】</b> 前払金が不要な場合又は前払金の初期償却をしない場合に評価する</p> <p><b>【その他】</b> 月払い・前払金の選択方式を採用する場合又は多様なプランがある場合や、部屋の広さ・設備等により部屋ごとに設定が異なる場合は、部屋ごとに点数の低い方式(プラン)の金額を算出し、すべての部屋の平均金額を算出し再評価する。</p>	<p><b>【前払金】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">金額</th> <th style="width: 30%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円～2,000,000円</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>2,000,001円～7,000,000円</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>7,000,001円～</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※前払金200万円は、高齢者世帯の貯蓄がある世帯のうち約8割が200万円以上、約5割が700万円の貯蓄を有していることを参考とする(資料:令和元年国民生活基礎調査)。</p> <p><b>【月額利用料】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">金額</th> <th style="width: 30%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円～155,000円</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>155,001円～200,000円</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>200,001円～</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※月額利用料155,000円は厚生年金の兵庫県平均月額を参考とする。(資料:令和2年厚生年金保険・国民年金事業の概況)</p> <p><b>【前払金の初期償却】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">初期償却の有無</th> <th style="width: 30%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前払金が0円又は前払金は必要であるが初期償却をしない</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※利用者保護の観点から前払金の初期償却をしないことが望ましい。</p>	金額	評価点	0円～2,000,000円	15	2,000,001円～7,000,000円	10	7,000,001円～	0	金額	評価点	0円～155,000円	15	155,001円～200,000円	10	200,001円～	0	初期償却の有無	評価点	前払金が0円又は前払金は必要であるが初期償却をしない	5
金額	評価点																				
0円～2,000,000円	15																				
2,000,001円～7,000,000円	10																				
7,000,001円～	0																				
金額	評価点																				
0円～155,000円	15																				
155,001円～200,000円	10																				
200,001円～	0																				
初期償却の有無	評価点																				
前払金が0円又は前払金は必要であるが初期償却をしない	5																				
<p style="text-align: center;"><b>財務状況</b> 30点満点</p> <p><b>【損益計算書又は事業活動計算書】</b> 応募法人の過去2期における損益計算書の純利益(損失)又は事業活動計算書の活動収支差額で評価する。</p> <p><b>【貸借対照表】</b> 応募法人の直近の事業年度の貸借対照表により評価する。</p>	<p><b>【損益計算書又は事業活動収支計算書】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">損益の状況</th> <th style="width: 30%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>過去2期において黒字</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>直近1期において黒字</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【貸借対照表】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">資産・債務の状況</th> <th style="width: 30%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自己資本比率30%以上</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>自己資本比率10%以上</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【貸借対照表】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">債務超過の状況</th> <th style="width: 30%;">評価点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直近において債務超過になっていない</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </tbody> </table>	損益の状況	評価点	過去2期において黒字	10	直近1期において黒字	5	上記以外	0	資産・債務の状況	評価点	自己資本比率30%以上	10	自己資本比率10%以上	5	債務超過の状況	評価点	直近において債務超過になっていない	10		
損益の状況	評価点																				
過去2期において黒字	10																				
直近1期において黒字	5																				
上記以外	0																				
資産・債務の状況	評価点																				
自己資本比率30%以上	10																				
自己資本比率10%以上	5																				
債務超過の状況	評価点																				
直近において債務超過になっていない	10																				

## 西宮市特定施設入居者生活介護事業者評価表

評価項目の留意事項	評価点																
<p style="text-align: center;"><b>運営実績</b> 30点満点</p> <p><b>【特定施設入居者生活介護の事業実績】</b> 現に応募法人が特定施設入居者生活介護事業所を運営している場合に、当該事業所の指定日から令和4年6月1日までの経過年数で評価する。</p> <p><b>【前払金の保全措置】</b> 応募法人が現に運営している全ての特定施設入居者生活介護事業所で老人福祉法第29条第7項又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項第12号に規定する前払金をとっていない、又は、前払金の返還債務について全額を保全措置していることを評価する。</p> <p><b>【市内での事業実績】</b> 現に応募法人が西宮市内に所在する事業所について介護保険法に基づく事業の事業者指定又は開設許可を受けている場合に、当該事業所の指定日又は許可日から令和4年6月1日までの経過年数で評価する。</p>	<p><b>【特定施設入居者生活介護の事業実績】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">法人としての特定施設入居者生活介護事業の運営実績</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">評価点</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>2年以上</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </table> <p><b>【前払金の保全措置】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">現に運営する特定施設入居者生活介護における前払金の保全措置状況</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">評価点</td> </tr> <tr> <td>前払金をとっていない又は、全額保全措置している</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </table> <p><b>【市内での事業実績】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">西宮市内での介護保険事業所の運営実績</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">評価点</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td>2年以上</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> </table>	法人としての特定施設入居者生活介護事業の運営実績	評価点	5年以上	10	2年以上	5	現に運営する特定施設入居者生活介護における前払金の保全措置状況	評価点	前払金をとっていない又は、全額保全措置している	10	西宮市内での介護保険事業所の運営実績	評価点	5年以上	10	2年以上	5
法人としての特定施設入居者生活介護事業の運営実績	評価点																
5年以上	10																
2年以上	5																
現に運営する特定施設入居者生活介護における前払金の保全措置状況	評価点																
前払金をとっていない又は、全額保全措置している	10																
西宮市内での介護保険事業所の運営実績	評価点																
5年以上	10																
2年以上	5																
<p style="text-align: center;"><b>監査指導の有無</b> 5点満点</p> <p><b>【監査指導の有無】</b> 現に応募法人が介護保険法に基づく事業の事業者指定又は開設許可を受けている場合に、当該事業所(西宮市内に限らない。居住・施設系サービスに限る。)が平成29年4月1日から現在に至るまでの間に実地指導等を受けた場合における文書指摘の有無により評価する。改善報告については、報告期限を遵守していないものや提出の催告を受けたもの、報告を怠っているものは速やかに改善報告を行っていないものとして減点評価を行う。</p>	<p><b>【監査指導の有無】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">過去6年間の文書指摘の有無</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">評価点</td> </tr> <tr> <td>監査指導を受けていない又は文書による指摘が無い</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>文書による指摘内容が軽微なもの</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>改善報告が必要なもので速やかに改善報告を行っていないもの</td> <td style="text-align: center;">△20</td> </tr> <tr> <td>文書による指摘内容が重大なもの</td> <td style="text-align: center;">△20</td> </tr> </table>	過去6年間の文書指摘の有無	評価点	監査指導を受けていない又は文書による指摘が無い	5	文書による指摘内容が軽微なもの	1	改善報告が必要なもので速やかに改善報告を行っていないもの	△20	文書による指摘内容が重大なもの	△20						
過去6年間の文書指摘の有無	評価点																
監査指導を受けていない又は文書による指摘が無い	5																
文書による指摘内容が軽微なもの	1																
改善報告が必要なもので速やかに改善報告を行っていないもの	△20																
文書による指摘内容が重大なもの	△20																

評価点数の合計が同点の場合は、「月額利用料」に「前払金を償却月数(想定居住期間)で除した額」を加えた金額が低額なものを高い評価とする。